

高知市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、当該不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

住基法の規定による住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び消除された戸籍の附票の写し。ただし、住民票の写し（消除されたものを含む。）については、住基法第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。

戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項を証明した書面のうち全部事項証明書又は個人事項証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

戸籍法第10条の2（第2項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次条第1項の規定による事前登録の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票（消除された住民票又は戸籍の附票を含む。）に記録又は記載されている者

戸籍法の規定により本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記録又は記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の申請)

第4条 対象者は、本人通知制度を利用しようとするときは、高知市本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、高知市本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）への登録（以下「事前登録」という。）を市長に申請しなければならない。

2 対象者は、前項の申請に当たっては、本人による申請であることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、当該代理人は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等により当該資格を確認できる場合は、これを省略することができる。

法定代理人以外の代理人 委任状

4 対象者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特別信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により直接申請をすることができない場合

本市以外に居住している場合

(事前登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは事前登録を行うものとし、適当でないときとは所定の事前登録却下通知書により当該申請をした対象者に通知するものとする。

2 事前登録は、毎週金曜日までに申請があったものについて、その翌週の木曜日に行うものとする。ただし、その日が高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日とする。

(登録期間等)

第6条 前条第1項の規定により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）の登録期間は、当該事前登録をした日から起算して3年とする。

2 事前登録者は、登録期間の満了後も当該事前登録を継続させようとするときは、当該登録期間の満了の日の1月前から満了の日までの間に、申請書により当該事前登録の更新について市長に申請しなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

4 第2項の規定に基づき事前登録を更新する場合の登録期間の起算日は、当該更新前の登録期間の満了日の翌日とする。

(事前登録の変更又は廃止の届出)

第7条 事前登録者は、氏名、住所その他の事前登録の内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、高知市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

3 事前登録者は、前項の規定により準用する第4条第2項及び第3項の規定により本人又は代理人であることを証する書類等（以下「証明書類等」という。）を提示し、又は提出した場合において、なお、提示等した証明書類等以外の証明書類等（以下「その他の証明書類等」という。）の提示等を市長から求められたときは、その他の証明書類等を提示し、又は提出しなければならない。

(住民票の写し等交付通知)

第8条 市長は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該事前登録者又はその法定代理人に対し、高知市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

住基法第12条の3第4項第5号（住基法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。

戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

その他市長が特別な事情があると認めるとき。

(事前登録の抹消)

第9条 市長は、事前登録者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

第6条第2項の規定による事前登録の更新の申請がなされないまま同条第1項に規定する登録期間が満了したとき。

第7条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

前各号に掲げる場合のほか，市長が特に必要があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成23年7月1日から施行する。